

産業厚生常任委員会資料

平成26年11月19日

市民安全部

播磨内陸医務事業組合 三木市・小野市脱退に係る経過報告

○平成25年3月28日付

三木市及び小野市から平成27年3月31日で組合を脱退する旨の予告通知が送付される。

(平成24年9月5日公布の改正地方自治法第286条の2の規定に基づく)

○平成25年5月～11月 幹事会 (4回)

【組合修学資金の取扱について】

北播磨総合医療センターへ就職する場合、平成27年度以降に借り受けた修学資金は返還免除の対象外とすることを協議。

【入試枠について】

平成27年度入学分から推薦、社会人入試の対象地域を3市1町とすることを協議。(三木市・小野市在住者は、一般入試の受験のみとする。)

【財政調整基金・修学資金の返還金について】

幹事会では調整困難。(管理者会で協議。)

○平成25年7月 組合議会

【修学資金返還免除条例を一部改正】 ※修学資金貸与規則も一部改正

北播磨総合医療センターへ就職する場合、平成27年度以降に借り受けた修学資金は返還免除の対象外とする。

○平成26年2月21日 管理者会

【建物、備品、財政調整基金、修学資金に係る返還金の取扱及び構成市町と入試枠について】

建物、備品、財政調整基金、修学資金の返還金は、すべて西脇市・加西市・加東市及び多可町に引き継ぐことで合意

○平成26年9月30日 調印 (5市1町)

上記合意事項等を「播磨内陸医務事業組合における三木市、小野市脱退に関する確認書」として調印。

○議会上程 (3市1町)

播磨内陸医務事業組合規約の一部変更することについての協議の件

※議決後に3市1町による協議書を整え、県知事あてに組合規約の変更許可を申請。(予定)